

山梨県立大学図書館開放要項

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程（以下「図書館規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）の一般開放に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 この要項により図書館を利用できる者は、次の者とする。

山梨県に在住・通勤・通学をする者で16歳以上の者。ただし、看護図書館は、次に掲げる者に限るものとする。

- 一 山梨県に在住する者で、看護師の免許を有する者。
- 二 山梨県に在住する者で、保健、医療又は福祉の業務に携わる者。

2 その他館長が必要と認める者。

(利用手続)

第3条 図書館を利用しようとする者は、山梨県立大学図書館利用要項（以下「利用要項」という。）第2条における図書館利用カード交付申請書を図書館長に提出し、図書館利用カードの交付を受けるものとする。

2 前項の利用カードの有効期間は交付の日から3年間とする。

3 前項の有効期間は、利用者の申請により、館長が特に必要と認めるときは、更新することができる。この場合の更新手続きは第1項の規定を準用する。

4 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを常に携帯し、係員の求めに応じて提示しなければならない。

5 利用カードの交付を受けた者が、利用カードを紛失した場合、直ちに利用要項に規定する紛失届を館長に届けなければならない。館長は必要に応じて再交付する。

(館外貸出の期間及び貸出数)

第4条 図書館資料（図書館規程第2条に規定するものをいう。以下同じ）の館外貸出の期間は、2週間以内とする。

2 図書館資料の館外貸出数は、3点以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外貸出の期間及び貸出数を変更することができる。

(遵守事項)

第5条 閲覧室では、次の事項を守らなければならない。

一 静粛を保つこと

二 図書館資料を机上に放置し、又は室外へ持ち出さないこと

三 図書館外へ出るときは、館員に図書館資料の保管を依頼すること

四 新聞は所定の場所で閲覧すること

五 音読、雑談、喫煙、携帯電話の使用、飲食等迷惑な行為を行わないこと

六 諸種の会合を行わないこと

七 印刷物その他の物品の配布をしないこと

八 機器、設備等を汚損しないこと

(利用の停止等)

第6条 館長は、この要項に違反した者に対して、図書館の利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要項による図書館の利用については、この要項に定めるもののほか、図書館規程及び利用要項によるものとする。

附則

この要領は、平成17年 6月23日から施行する。